

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

◇学士課程教育の目標達成のための具体的な措置

1. 少人数ゼミの充実徹底を図り、学生個々人の問題発見能力・論理的思考力・自己表現力・コミュニケーション能力等、知的基礎能力を身につけた女性を養成する。

- ① 文理融合21世紀型リベラルアーツ科目群を5系列に拡充し、アンケート調査を行う。
- ② 文理融合 21 世紀型リベラルアーツの講義と組み合わせた演習・実習・実験により少人数ゼミを充実させる。
- ③ リーダーシップ養成教育研究センターを中心とする女性リーダー育成プログラムのカリキュラムを実施し、アンケート調査を行う。女性研究者を育成するために必要な大学院生、学部生授業を継続して実施する。
- ④ コア科目として「お茶の水女子大学論」を引き続き開講するとともに、現代GP、学生支援GPとの連携により、学生のキャリア教育を一層発展させる。

2. コアクラスター制度を副専攻制度に発展させ、専門領域以外での視点の獲得を目指し、知識・見識の養成を図る。

- ① 文理融合 21 世紀型リベラルアーツ科目群を5系列に拡充し、領域横断的な視野、社会人基礎力を持った人材の育成を行う。
- ② 「学士課程の構築」のために「複数プログラム選択履修制度（案）」の導入に向けた検討・準備を行う。

3. TOEICの導入、クラスの少人数化と海外語学研修等により、英語の総合的コミュニケーション能力の養成を図る。

- ① コミュニケーション能力の養成を図るため、英会話Ⅰ・Ⅱを4クラス増設する。
- ② 従来の海外語学研修に加え、理系向け海外語学研修を実施する。
- ③ 語学研修等の効果を発展させるために、英語による授業を実施する。
- ④ LL教室、CALL教室等における自習プログラムを充実させる。
- ⑤ eラーニング教材に自宅からアクセスできるようにするための方策を検討する。
- ⑥ 「英語学習相談室」を開設する。

4. 途上国支援を教育課程中に組み込み、途上国に対する意識を覚醒した人材を養成する。

途上国の女子教育支援を拡充する準備を行う。実践的な語学教育を強化し、海外での実習や交流、海外からの講師の招聘による講義などを実施することにより、常にグローバルな視野で学習できる環境作りを目指す。

5. 学士課程・大学院課程の連携プログラム（6年課程・9年課程）の検討をまとめ、大学院進学を促進する体制作りを進める。

6. 全学教育システム改革推進本部（リベラルアーツ部会、教育改革部会、学務部会）で、専門教育のカリキュラム改革を目指した「複数プログラム選択履修制度（案）」に対応した入試制度、カリキュラム（成績評定を含む）及び学位授与ポリシー等の検討を行う。

◇大学院教育の目標達成のための具体的な措置

1. 学際的研究科の特色を生かした複数の領域の指導教員による指導体制の一層の強化を図り、学生の新領域への挑戦を支援する。

引き続き大学院教育改革GPなどに基づくプログラムを継続すると同時に、これまで実施したプログラムの学生教育に及ぼした効果を検証し、今後のプログラム策定に反映させ

る。

2. 海外の大学との副専攻制度の導入、ダブルディグリーの取得可能領域の検討をまとめる。

3. 女性のライフスタイル(妊娠・出産・介護等)に即応した多様な研究形態を確立し、研究支援を図る。

① 科学技術振興調整費による「女性研究者支援モデル育成プログラム」により構築されたシステムをより本学に適した形で実施し、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現できる雇用環境整備に引き続き取り組むとともに、新たな女性研究者支援と育成のプログラムに向けて準備を行う。

② 子育て中の教員に対する研究支援、当該プログラムで構築したデータバンクを充実させる。

4. 社会人の研究科志望者のために昼夜開講制を実施する。

① 社会人の研究科志望者のための昼夜開講制を継続実施し、今後の運用指針に反映する。

② ライフワールド・ウオッチセンターにおいて、連携機関と共同し、引き続き社会人向けに講座を開講する。

5. 大学院修了後の教員就職に備え、TA制度を整備・強化し、学部及び大学院での教育及び研究指導実践の機会を充足することで教育力の充実を図る。

TAに対するガイダンスを行い、個々の学生に対するきめ細かい指導を実施する。

6. 科学技術振興調整費による「特設遺伝カウンセリングコース」に代わり、大学院ライフサイエンス専攻「遺伝カウンセリングコース」を再開し、引き続き東京女子医大との連携により遺伝カウンセラーを養成する。

優れた「認定遺伝カウンセラー」養成に努めるほか、認定資格を得た者に対して、後期課程における教育の充実を図る。

7. 現職教員の再教育について、社会的な要請を踏まえた取組の中で実施していく。

教員免許更新制の導入に対応し、特色ある免許更新講習を開講する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

1. アドミッションポリシーに応じた入学者選抜を実現するための方策

現在実施している、推薦入試、前期日程試験、後期日程試験、帰国子女・外国学校出身者特別選抜、AO入試、高大連携特別選抜、3年次編入学試験を維持するとともに、合理的かつ有効な実施方法について検討を行う。

◇学士課程

1. 入試情報データベースを活用し、多様な入試による入学後の教育効果について実証的に検討していく。

2. 高大連携特別選抜制度を実施するとともに、選抜された学生の入学後の状況を把握し、特別選抜(指定校推薦入学)の有効なあり方について引き続き検討を続ける。

2. 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

① 4年を通して体系的なカリキュラム編成を行う。

文理融合21世紀型リベラルアーツ科目群を5系列に拡充し、専門教育の「複数プログラム選択履修制度(案)」の設計等により、4年を通じた体系的なカリキュラム編成を検討する。

② とび級制度等を活用し、学士・博士前後期を通じた教育システムについて検討を行う。

学部・大学院連携の6年間又は9年間を見通したアカデミック・トラックや横断的指導を実施することにより、学士課程・大学院課程の連携プログラムの検討を行う。

③ 学生が受講しやすい環境を整えるために、学部設置の専門教育科目でも学部間で連携を図り、学内共同教育を実施する。

④ 補習などを含め、高等学校での教育との連携を視野に入れたカリキュラム編成を行う。

理系の基礎教育を充実させ、新入生の学力向上を図る。

⑤ 基礎的専門学力を養成するためのカリキュラム編成を行う。

文理融合 21 世紀型リベラルアーツ科目群の導入に加え、新入生の学力状況を把握しながら、基礎教育を進める。

⑥ 文理融合 21 世紀型リベラルアーツ科目群を 5 系列に拡充し、教養教育における科目配当・年次配当を充実させる。併せて、「学士課程の構築」としての「複数プログラム選択履修制度（案）」による選択プログラム（強化プログラム、学際プログラム、副プログラム）の設計を通して適切な科目配当・年次配当を検討する。

⑦ 教養教育及び専門教育の方針に従って、必修科目、選択必修科目と選択科目とのバランスを考慮した編成を行う。

⑧ コアクラスター制度を発展させた、文理融合 21 世紀型リベラルアーツ科目群を実施するとともに、「複数プログラム選択履修制度（案）」による副専攻科目の充実を検討する。

⑨ 教養教育としての文理融合 21 世紀型リベラルアーツ科目群を開講することで、さらに、国際性、途上国支援、ジェンダー、安全、環境、ボランティア等の要素を含んだ教育の充実を図る。

⑩ 教職課程を適正に実施するとともに、介護等体験実習の支援を図る。

教員免許更新制の導入に伴い、教職課程導入時の履修ガイダンスを充実させる。

⑪ 転学部、転学科に関する学生からの相談体制を整備する。

3. 教育方法、授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

① 英語教育において、習熟度別クラス編成と、クラスサイズの少人数化を図り、その効果を検証する。

② 問題発見能力・論理的思考力・自己表現力等を強化するため、文理融合 21 世紀型リベラルアーツ科目群 5 系列のなかに、テーマ別の演習や実習を設け、基礎ゼミと併せ実施する。

③ 大学院及び学士課程において、本学の授業科目を補完するために、他大学との単位互換を推進する。

他大学との単位互換の成果を検証し、今後の運用指針に反映させていく。

④ シラバスをホームページに掲げ、内容の充実を図る。

ホームページに掲載するシラバスをさらに使いやすくするため、システムの検証を行い、今後の運用指針に反映させる。

⑤ 授業外での予習・復習に関する指示と自主的学習への配慮を行う。

シラバスや学生用ポータルサイトを利用して、参考文献や学習への指示を行い、自主的学習を支援する。

4. 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

適切な成績評価や受講単位数の実態について検証し、今後の改善に反映させる。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1. 教育推進室から移行した全学教育システム改革推進本部で、全学の授業科目や担当教員等を統括し管理運営体制を整えとともに、教養教育の円滑な運営と改善を企画実施する。

新たに設置する教育開発センターを中心とし、学内での FD を充実させる。

2. 教員活動状況データベース・授業評価などを活用して、教育評価を行い、全学教育システム改革推進本部及び総合評価室を通じて改善を図る。

授業評価アンケート等を継続的に実施するとともに、教員活動状況データベースを活

用して、教育活動を改善するシステムの検証を行い、今後の運用指針に反映させる。

3. 大学院改組の実施を踏まえ、教員の配置を改善するシステムを構築する。
4. グローバル教育センターにおいて、語学教育の充実を図る。
CALL教室、LL教室等における自習プログラムや語学教材の充実を図る。
5. 図書館の情報化、情報基盤センターによる学内の情報化、情報処理教室の開放などにより、学内や学外の情報を自由に活用できるように整備を図る。
 - ① 学外の図書館との連携を推進し、学生の情報利用環境のさらなる向上を実現する。
 - ② 平成19年度から開始した「新入生全員への貸与パソコンプログラム」を引き続き実施するとともに、3年間の成果を検証する。
6. 教育の質の向上を目指すために、学部、大学院博士前期課程の授業科目にTAを効率的に配置する。またTAのガイダンスを行い、TAに対する個別指導を実施する。
7. グローバル教育センター等で、学外と連携した共同教育を継続して実施する。
8. 大学院と学部が連携し、それぞれ所属の教員が相互に兼担することで、学内資源を有効に活用する。
大学院改組に基づく全学的・機動的な教育運営の実施体制の効果を検証し、今後の運用指針に反映させる。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学生が自由に意見を述べられる意見箱を設置し、学内での諸問題を解決しうるシステムの構築を図る。

◇学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

1. オリエンテーションやガイダンスの実施、ガイドブックの作成を行うなど、学習相談・助言・支援の組織的対応に関する方策を検証し、今後の運用指針に反映させる。
2. オフィスアワーを設けて、学習指導体制を強化する。
教員、学生に利用状況を調査し、今後の運用指針に反映する。
3. 学習相談及び進路相談体制の強化策として、ピアサポート体制を整備する。
ピアサポート体制を維持し、次期に向けた評価と検証を行う。
4. IT教室を開放するとともに、図書室・自習室等を整備し、自習を支援する。
附属図書館等における学習環境のさらなる整備を実施する。
5. 図書館本館と各部局の図書室とのオンライン化をはかるとともに、各部局所蔵の図書を全学の学生に自由な閲覧を可能とし、貸出できる体制を整備する。
全学蔵書データベース整備、蔵書の現物点検を推進するとともに、学生用図書の図書館へのさらなる集中化を実施する。

◇生活相談・就職支援等に関する具体的方策

1. 就学指導、生活指導や進路指導など、学生相談体制を維持するとともに、次期に向けた評価と検証を行う。
2. 保健管理センターにおける健康診断の受診率を高め、学生の健康状況を的確に把握するとともに、健康に関する相談体制を整備する。
メンタルケアを必要とする学生のために、精神科医による相談体制について充実させる。
3. 就職支援を強化充実するため「キャリア支援センター」を設置し、学生支援GP「出る杭を育てる」を推進する。
4. インターンシップの拡充を図る。
民間企業と提携するなどして、学生のインターンシップ履修の質の充実を図る。

5. 留学生チューター制度の充実を図る。

◇経済的支援に関する具体的方策

1. 奨学金の充実を図る。

- ① 大学院進学者の経済的負担軽減を図るための奨学金について検討を行う。
- ② 引き続き「再チャレンジ支援プログラム」を継続し、次期に向けた評価と検証を行う。

2. アルバイト情報の提供と斡旋を充実させる。

「アルバイト情報ネットワーク」を継続する。

3. お茶の水女子大学後援会による 学生支援事業を継続する。

4. 緊急時に学生に対して融資できるような体制を整える。

現行の貸付制度を継続する。

◇社会人・留学生等に対する配慮

1. 多様な新入生（編入生、留学生、社会人）に対して、オリエンテーションを実施する。

オリエンテーションの実施体制を検証し、改善点を抽出する。

2. 社会人のキャリア・アップ支援のために、特別奨励金制度の効果的運用を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

◇目指すべき研究の方向性

1. 国際的に認知される研究を行う。

国際シンポジウムの開催、海外の学会への参加を奨励する。

2. 女性の資質能力の十全に発揮可能な領域・テーマを発掘し、また、女性研究者の不足している分野を重点化して、女性のライフスタイルにより適合した研究方法を探索することによって、若手女性研究者を育成する。

- ① 特別教育研究経費事業「女性が進出できる新しい研究分野の開拓」プロジェクトを引き続き推進し、最終年度として、成果のまとめを行う。
- ② 子育て中の教員に対する研究支援、科学技術振興調整費による「女性研究者支援モデル育成プログラム」で構築したデータベースを充実させる。

3. 女性及び生活者としての視点を生かし、人と地球の存続という目的の下に広く既存の知を結集して、学際的・融合的研究を促進する。

4. プロジェクト研究として学際性・総合性を志向するとともに、基盤となる個別基礎研究の充実を図り、両者のバランスを心掛ける。

5. 研究は、常に社会との連携の下にあることを忘れず、倫理的な検証を行う。

大学の社会に対する責任を踏まえた体制を構築する。

◇本学として重点的に取り組む領域

1. 女性研究者養成という本学の目標に即応し、女性研究者に対する要請の高い領域を特化する。

2. 本学で特色となりうる分野を新たな重点領域として検討する。

- ① グローバルCOEプログラム「格差センシティブな人間発達科学の創成」、大学院先端融合部門、お茶大アカデミック・プロダクションが実施する科学技術振興調整費事業「挑戦する研究力と組織力を備えた若手育成」などの研究プロジェクトを推進する。
- ② 平成20年度に設置した生命情報学教育研究センターにおいて、バイオインフォマティクスとシステムズバイオロジーの研究と教育を発展させる。

3. 研究成果が伝統的に蓄積された領域で、今日的意義を持つものを推進する。

- ① グローバルCOEプログラム「格差センシティブな人間発達科学の創成」を引き続き推進する。
- ② 糖鎖科学に関する基礎的研究を推進するとともに、その成果を広く世界に発信する。

◇研究成果の社会への還元に関する具体的方策

1. 研究推進・社会連携室及び広報推進室は、教員個々人の研究成果を把握し、HP等を通じて紹介し、広報・宣伝に努めて社会への仲介や産官学の連携を推進する。

研究成果・シーズ情報の効果的な発信及び産官学連携を推進する。

2. 研究成果は、各種メディアを利用して公表するとともに、研究成果を応用した著述等により社会的還元を行う。

教員活動状況データベースを活用し、ホームページ、広報誌等を通じて研究成果を公開する。

アニュアルレポート及び教員活動データを随時更新し、ホームページ、広報誌に研究成果を公開する。

3. 特に女性に関連の深い研究は、他の女性教育機関との連携において、より広域的な伝達を心掛け、女性の社会進出その他の資源として広く共用に供する。

4. 研究の成果は、公開講座や社会人教育、特に教育職員の再教育の機会を通じて、直接的な社会的還元を図る。

◇研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

1. 総合評価室の中に、研究の水準・成果を検証する部門を設置する。

教員活動状況データベースに基づく研究活動の水準・成果を評価するシステムの全学的展開に向けての基盤整備（検証機能の充実を含む）を行う。

2. 分野毎の特殊性を考慮しながら、単に論文数だけでなく、掲載紙のインパクトファクターやサイテーション等の数値評価も導入しつつ、絶えず客観的な検証を試みる。

引用頻度による評価方法の有効性を検証する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

◇女性研究者の研究支援に対する具体的方策

1. 女性若手研究者を支援する常勤の特別研究員制度を充実させる。

- ① 研究に専念するリサーチフェローを継続を含め10名以上確保するとともに、研究費を支給することにより研究活動を支援する。
- ② 日本学術振興会の特別研究員制度への応募を奨励する。

2. 妊娠・出産・育授乳等、女性に固有の身体条件の変化に対応すべく、一時休憩室・ベビールーム・乳幼児保育室を設置するとともに、在宅研究方法を開発して、育児等の原因による研究の中断を防止する。

- ① 科学技術振興調整費事業「女性研究者支援モデル育成プログラム」に基づき、本学独自の女性研究者支援を行う。
- ② いずみナーサリーの積極的な活用を図るとともに、隣接する職員宿舎との連携による女性研究者支援を継続実施する。
- ③ 育児休業制度の活用、育児休業をとらない女性教員に対する校務負担の軽減により研究支援を継続する。

3. 女性若手研究者に関して、妊娠・育児・介護等の特定期間中の勤務を容易にするため、柔軟な勤務体制を検討する。

- ① 育児短時間勤務制度の導入を図る。
- ② 科学技術振興調整費事業「女性研究者支援モデル育成プログラム」によって発足した「心置きなく定時に帰宅する」意識改革の教職員への浸透を図り、公的会議を5時

までに終了する制度の実施を促進する。

◇適切な研究者等の配置に関する具体的方策

1. 研究推進・社会連携室、総合評価室及び総務室と連携して、研究組織の見直しの弾力化と人材の流動化を図る。

新教員制度、大学院改組等の実施を踏まえて、先端融合部門における人事の流動化に向けての方策を検討する。

2. 研究の活性化のため、広く学内外に人材を求めて客員教授、特任教授、研究員等とし、任期付き研究者として教育研究センター・研究プロジェクト・大学院専攻等に配置する。

3. 大学院を改組し先端融合部門を設置するなど、他大学との連携が構築しやすくなった環境を生かし、他機関の研究科等との連携を検討する。

平成20年度に採択された「大学教育の国際化加速プログラム」を推進する。

◇研究資金の配分システムに関する具体的方策

1. 重点研究領域に関して、学長裁量経費などの活用も含め、研究資金の特別配分を実施する。

2. 学内研究のインセンティブを考慮し、公募による学内科研を設け、研究費の重点配分を行う。特に若手女性研究者用（ポスドク、博士後期課程学生等）の学内科研を整備する。

若手女性研究者の育成のため、ポスドク、博士後期課程学生等をも対象とした公募による学内科研の整備を行う。

◇研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

1. 重点領域研究に関しては、時限付きで共同空間内にその研究に必要とされる施設・設備を整備する。

「大学建物・室の管理運営に関する基本方針」に基づき、研究に必要な施設・設備の再配分と戦略的使用の推進に努める。

2. 機器に関しては、共通機器センターによる集中管理を原則とし、同センターが共通機器の選定・購入・整備、利用方法の策定・保全・点検に当たる。

◇知的財産の創出及び評価結果を質の向上に繋げるための具体的方策

1. 知的財産の創出・取得・管理及び活用に関する支援は、研究推進・社会連携室が行い、評価に関する専門員制を設ける。

研究推進・社会連携室が中心となって設立した知的財産本部に、知財に関する専門知識を有した教員等を配置し、知的財産の創出・取得・管理及び活用の支援を行う。

① 平成20年度に採択された文部科学省の「産学連携戦略展開事業」による知的財産に関わる女性人材の育成及び、知的財産本部において知的財産の創出・保護・管理・活用及び実施の推進に取り組む。

② 教職員、学生等を対象とするセミナーの開催等により、知的財産に係る理解の促進及び意識改革を図る。

③ 知的財産に係る専門人材の育成と確保を図る。

◇その他、研究の質を保全するための具体的方策

1. 研究推進・社会連携室の内部で、研究の倫理に関する問題を検討する。

不正使用防止対策委員会を設置し、不正使用防止計画の策定及び実施、不正使用防止に係るコンプライアンス意識の浸透や啓発活動を行うなど、より一層、研究費の不正使用防止の強化を図る。

◇全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

1. 現存する各教育研究センター間の研究、教育及び社会サービスに関する連携を行う。

各教育研究センター間の連携を強め、研究、教育及び社会貢献を進める。

2. 各教育研究センターの個別活動を支援すると同時に、研究推進部を拠点とした研究プロジェクトの設置を奨励し、学内外の研究者が結集して共同研究を推進する。

◇学部・研究科・附属研究センター等の研究実施体制に関する特記事項

1. 人間文化創成科学研究科附設の『心理臨床相談センター』における学生による相談実習の充実、地域との連携、臨床研究の活性化を進める。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

◇社会との連携・協力、社会サービス等に係わる具体的方策

1. 大学院博士前期課程の「保育・教育支援コース」における、社会人、特に保育従事者の現職研究と上位資格の取得を支援するシステムを検証し、今後の運用指針に反映させる。
2. 現職教員対象の研修を行う。理科教員対象の特別授業や実験指導、あるいは、幼稚園教諭のレベルアップのための研修を積極的に実施する。
- ① アプリカ寄附講座による認定講習を実施し、幼稚園教諭のレベルアップのための研修を積極的に実施する。
- ② サイエンス&エデュケーションセンターによる理科教育支援を東京都、北区との協力体制のもとに実施する。
3. 研究推進・社会連携室は、研修成果の社会的還元を企てるとともに、地域社会からの本学に対する要望や協力要請を受け付ける窓口としても機能させる。
4. 教育・研究上の社会連携を行う方針を今後も検討していく。その上で自治体との総合協定による教育サービスを提供する。

◇産学官民連携の推進に関する具体的方策

1. 民間企業との共同研究を推進し、民間企業の研究者を客員教授・特任教授・受託研究員に受け入れて相互交流の緊密化を検討する。
- ① 研究者要覧の充実を図り、ホームページの充実と共に本学の資源を開示し、民間企業との共同研究を推進できるようにする。
- ② 産学官連携推進会議等に参加し本学の教員の研究内容を紹介する。
2. 寄附講座の設置を検討する。
「プロジェクトラボ」を活用した産官学連携プロジェクトを推進する。
3. 学内に保有されるデータベースを公開し、学外諸機関からの共同研究テーマを募集する方法を検討する。

◇地域の国公立大学等との連携の推進に関する具体的方策

1. 大学間単位互換制度を拡充強化し、学部・大学院両者に係わる相互受講を促進する。
学生への周知を行い、本制度の活用を促進する。
2. 途上国支援のために結成された5女子大学コンソーシアムを強化充実し、国際貢献以外の目的の活動を検討する。
5女子大学コンソーシアムの強化充実の一環として、5女子大学共催イベント「女子高校生のためのサイエンスフェスティバル」の継続的实施計画を策定する。

◇国際交流の推進に関する具体的方策

1. 研究協力及び学生交流に関する協定を結んだ海外大学との連携をより緊密化し、教員・学生による相互の積極的な交流を推進する。
バンコク・オフィスを活用し、アジア諸国との国際連携を推進し、より深化させる。
2. 海外の大学との副専攻制度の導入、ダブルディグリーの取得可能領域の検討をまとめる。
3. 交流協定校の存在していない地域での協定を推進し、世界各地との国際交流を検討する。

4. 「アジア女性研究者支援事業」の活用により、アジア地域の女性研究者との交流の緊密化を図る。

5. 多様な形態の国際シンポジウムの開催を実施する。

6. 帰国した留学生との間にネットワークを形成して連絡を密にし、アフターケアを図るとともに、国際交流の拠点としての活動を要請する。

現有のネットワークの強化を図るとともに、他地域とのネットワークの形成を行う。

◇教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

1. グローバル協力センターを中核として、アフガニスタン女子教育支援を始めとする途上国の女子教育や幼児教育の協力体制を整える。

2. 途上国からの国費留学生招聘を積極的に行う。

アフガニスタンからの国費留学生受け入れを継続する。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

1. 運営方針について、附属学校部を介して常に大学との意向調整を行う。

2. 保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の5附属が同一キャンパスにある特色を生かし、人間発達教育研究センターを拠点に、附属校園間、あるいは大学教員との共同研究の体制を作り、学校間移行接続あるいは教育課程や教育実践に関する課題を設定し、研究を進める。

3. 附属学校生徒に対する高大連携教育を引き続き実施する。その効果測定や追跡調査を行い、改善点を検討する。

4. 大学理学部との緊密な連携により、理数科教育の強化を図る。

5. アフガニスタン女子教育について、附属学校における研修に協力する。

① 開発途上国への教育協力（女子教育、乳幼児教育を中心に）として、グローバル協力センターやJICA等と連絡を取りながら、研修事業の推進を図る

② 諸外国からの教育視察や附属学校訪問を受け入れ、附属校園の国際交流活動を充実させる。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

1. 理事長（経営の長）兼学長（教学の長）としての資質を備える人物を選出し得るような学長選考のシステムを確立する。

20年度に実施された学長選挙の選考方法について分析し、問題点があれば改善する。

2. 役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会の機能分担を明確化し、大学の意志決定の透明化を図る。

3. 教員と職員とが連携して、迅速に問題の解決、改善を図ることができるよう、大学全体の組織運営の状況を分析し、必要に応じて組織の見直しを行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

1. 研究科の改組を経て、今後も引き続き各種の評価の結果を基に学部・学科等のカリキュラムや、学生教員比の見直し、学士課程と大学院課程との連携教育等を検証し、適切な改革に反映する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

◇人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

1. 人材の最適なポジションへの配置を行うに当たって、個人活動評価等において多様な評価軸を設定し、多面的な評価を行うよう工夫をする。

適切な評価方法の検討を継続し、評価点の算出方法の改善を進める。

2. 評価結果を昇進・昇格、あるいは給与面に反映させることについて、その実効性と問題点を検討し、学内外のコンセンサスを形成しつつ、相応しい方法で実行に移す。

教員の個人活動評価を給与に反映させる制度について、これまでの検討結果に基づいて必要に応じて改正を行う。

◇柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

1. 外国人研究者を含む、優れた教員を招聘するための特別な雇用制度等について（規則を制定することを含めて）検討する。

2. 欠員ポストは原則として学長手持ちとし、欠員補充に関しては、教育研究評議会その他学長の委嘱する組織の審議を経て、全学的・戦略的な観点から配置ポジションを決定する方針を継続する。

3. 定年後の人材を、特任教授等の呼称で特定業務のために任用する。

特任教員・客員教員の制度を利用して、定年後の人材を特定業務のために任用する。

4. 非常勤講師の全学的、効率的な配置と運用を検討する。

5. 教員の研究支援のためのサバティカル制度について検討する。

本制度の実施状況について詳しく検討し、必要に応じてより実効性のある運用に改善する。

6. 職員に対しては、短期海外研修制度を整備するとともに、リフレッシュ制度を拡充する。

① 自主・自立性を備え、国際感覚を身につけた事務職員を育成するための短期海外研修制度を実施する。

② 夏季一斉休業と特別休暇を継続して実施し、職員のリフレッシュに努める。

◇任期制・公募制の導入など教員の流動性に関する具体的方策

1. 特定ポストに関しては、任期制を継続し、円滑な運用に努める。

2. 教員の新規採用は、原則として公募制を維持する。

◇外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

1. 各分野に相応しい外国人教員のための雇用システムを検討する。

現在の雇用システムを維持し、外国人教員の雇用に努める。

2. 女性の教員比率の低い領域に関して、学位・業績・能力等が均等の場合は、女性を優先するという原則の下、新規教員採用を行う。

3. 女性の役職への登用を促進する。

◇事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

1. 事務職員の採用は他大学と協力して採用試験を実施するほか、本学独自の採用制度を運用し、活性化を図る。専門性の高い職種については、職務経験や資格を有する人材を柔軟に確保できる制度を検討する。

2. 民間企業等への派遣等、実践的な研修制度を整備する。

3. 他機関との人事交流を拡充する。

4. 女性の役職への登用を促進する。

◇中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

1. 学生数に対する教職員比率に関して、教育面を重視しつつ経営面を配慮して適正率の検討を行い、人員に関する基本方針を策定する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

◇事務職員の資質向上等見直しに関する具体的方策

1. 研修会、マネジメントセミナー等を通じ、大学経営への参画意識を高める。

① 新任職員研修、セクシュアル・ハラスメント等人権侵害防止研修等を継続して実施する。

② マネジメント研修への参加を奨励する。

2. 業務コスト意識の高揚を図る。

継続して、各チームで業務のマニュアル化を進め、業務の検証を行う。

◇事務の効率化・迅速化等に関する具体的方策

1. 業務運営の迅速化を図る。

業務内容を見直しながら、業務運営の効率化・迅速化を図る。

2. 事務書類の簡素化を図る。

会議等の必要書類の厳選化、電子データ利用の促進、グループウェア活用の推進、保存書類の分別の徹底を行い事務書類の簡素化を推進する。

3. アウトソーシング可能な事務の外部委託の検討を行う。

4. 繁忙期の事務量を分析し、効率的な事務処理体制の導入を検討する。

業務内容を分析し、繁忙期に人材派遣により外部委託するなど、更なる効率的な体制を推進する。

5. 電算システムの充実を図る。

教務システムのWeb化を推進する。

全学情報セキュリティの強化のため、セキュリティポリシーの改訂を行う。事務系職員IT研修として、情報系の授業の聴講を実施する。

◇課・係の再編統合等に関する具体的方策

1. 学長を直接サポートする組織を検討する。

学長直轄組織の検証を継続し、実効力のある組織運用を図る。

2. 全学教育システム改革推進本部及び総務室、財務室等、各本部・室体制を直接支える事務組織の検証を行う。

◇専門職制の導入に関する具体的方策

1. 国際交流部門、情報処理部門等専門性の高い部署への専門的知識を持った者の任用を促進させる。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

◇科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

1. 競争的研究資金の申請件数を増加させるため、全学的に支援する体制を強化する。

競争的研究資金の獲得に向けて大学の教職員、研究者に対する説明会を行うとともに、受託研究、奨学寄附金の受入増加を目指し、本学のシーズを社会にアピールする。

2. 大学を広く外部に広報し、海外を含め大学の認知度を深める。

① 受験生、卒業生、一般、企業などそれぞれ特性にあった発信体制を整備する。

② 広報媒体の効果を検証し、さらに拡大強化する。

◇収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

1. 確実な学生確保による安定的な収入確保を図る。

大学説明会・大学院説明会を充実させ、高校・予備校に対する広報活動を拡大強化し、多様な選抜形態の役割を明確化して効果的な入試広報を行い、受験生、新入学生の継続的な確保を図る。

2. 本学の財務状況と社会のニーズを勘案しながら、入学検定料、入学料、授業料の適切な金額について継続して検討する。

3. 公開講座等の社会貢献を積極的に行い、講習料等の収入の増加を図る。

4. 大学施設を積極的に開放するための方策を検討する。

教室等の外部利用について、新たな部屋の貸出しの可能性を検討するとともに、学内の使用状況を考慮しながら、積極的な開放に向け、申請時期や貸出料金の設定に関して検討する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

◇人件費の抑制に関する具体的方策

1. 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

◇管理経費の抑制に関する具体的方策

1. 事務の外部委託や非常勤職員の効率的な配置について検討する。

事務の外部委託や非常勤職員等の配置を検討し、引き続き一般管理経費の削減に努める。

2. 節約意識の向上のための啓発活動を実施する。

一般管理経費については、経常的な部分と一時的な部分を分離させた上で、予算、決算の各々の観点から引き続き目標管理を徹底していく。管理部門において定期的に執行内訳を示し、管理費抑制を目指す。

3. 設備機器の新設や更新時に、省エネ型機器を導入する。

省エネ型機器を導入し一般管理経費の削減に努める。

4. 夏休み一定期間の大学業務停止などを検討する。

夏季一斉休業を実施して光熱水料金の削減に努める。

5. ペーパレス化を図る。

◇施設設備費の抑制に関する具体的方策

1. 電気・ガス・給排水等の主要設備について、日常点検、法的点検、オーバーホール等を行い主要設備機器の経費軽減を図る。

2. 主要設備機器の各系統を整理し、効率的な運用を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

◇資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

1. 外部研究資金等の安全確実な運用管理を行うための体制を整備する。

資金運用規程・細則及び業務マニュアルに基づく厳格な資金運用体制を確立する。

2. 大学の既存施設の点検調査を継続的に実施し、固定的な施設利用形態から、弾力的な施設利用形態へ意識転換をさらに促し、資産の有効活用を図る。

大学建物・室の管理運営に関する諸規程に基づき、学科・学部共通利用、さらには全学共通利用への転換等を行い共通スペースの確保を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

◇自己点検・評価の改善に関する具体的方策

1. 自己点検・評価項目、評価方法は、各組織の自己点検・評価委員会で原案を作成し、その原案について総合評価室で理系・文系の事情を考慮しつつ審議して評価基準を作成する。

引用頻度による研究の質の定量化の有効性を検証し、今後の運用指針に反映する。

◇評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

1. 総合評価室で各学部、大学院等から上がってきた自己点検・評価を総括し、その結果

を大学運営に反映させるシステムの構築を図る。

現在の運用システムの機能検証を行い、改善点を抽出し、今後の運用指針に反映する。

2. 教員個人の教育研究業績、授業評価、社会貢献、大学運営への貢献等について評価システムを構築し、本人及び学部評価内容を知らせ、学部・学科等の運営改善に役立たせる。

現在の個人活動評価システムの機能検証を行い、改善点を抽出し、今後の運用指針に反映する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

◇大学情報の公開、提供及び広報に関する具体的な方策

1. 大学広報に学生を参加させ、広報誌、ホームページ等を広い視野で編集し、大学の活動を広く一般に知らせる。
2. 主要メディアで活躍している卒業生との密接な情報交換を行い、事案ごとに該当する卒業生を絞って、さらに広報活動の充実を図る。
3. 各種情報、入試、教育研究活動、公開講座等のデータベース化を図る。

教育研究成果情報の発信をさらに推進する。

◇情報公開活動における紛争防止等に関する具体的な方策

1. 新たな事案に対応するために「ウェブ・ページ運用マニュアル」等の見直しを行う。
2. 広報の危機管理マニュアル（大学全体版）を整備する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

◇本学の施設整備の長期計画及び緊急5ヶ年整備計画に基づく整備の措置

1. 長期計画と緊急5ヶ年整備計画について、中期目標期間中に達成すべき計画を策定し直し、整備を推進する。

◇施設設備等を整備するための財政措置の検討

1. PFI（民間資金等活用事業）等の新たな財政手法の導入を検討する。

「お茶の水女子大学教育研究環境整備プロジェクト」のもと、施設設備等を整備するため、新たな財政手法の導入を引き続き検討する。

◇キャンパスの施設設備の整備及び施設有効活用を達成するための措置

1. 既設施設の改修等による有効利用と教育研究の変化に応じたスペースの再配分を行う。
2. 実験設備の共有化促進の検討を行う。
3. 施設設備に関する定期の点検評価の実施及びFM（施設管理マネジメント）の活用を検討する。

◇施設設備の経年劣化に対応する整備

1. 経年劣化した施設設備の安全対策等及び運転システムの表示ラベル化の策定を実施する。

◇キャンパスの環境形成の推進目標を達成するための措置

1. 都市の中で緑地、高木の多い構内環境を確保し、育成を含めた屋外環境等の維持保全等を行い、景観に対応した整備を図る。

温室ガス排出量削減や、構内環境の維持保全等を行い、景観や環境に配慮した快適なキャンパスの保全に努める。

2. 歴史的建造物の適切な管理、保存整備を図る。
3. 学生支援施設の充実に努める。

4. その他

- ① 身障者対策の施設・設備の整備を図る。
- ② 既存施設設備等の現状把握を行い、資源の再利用等省エネルギー対策に努める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

◇労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

1. 委員会においては、労働安全衛生法など関係法規に基づき安全管理体制の実態の把握や具体的な対策と措置を検討する。
2. 学生・生徒及び教職員に、安全管理のための周知徹底を図る。
3. 教育研究活動と施設や設備等に起因して学生・生徒、教職員、入構者や地域住民などに被害をもたらした場合に補償を行うため、保険制度の検討を行う。

費用対効果を勘案しながら、現状、或いは将来的に予測しうるリスクについて具体的な例を想定しつつ、各々の事例により効果的に対応できる新たな保険商品があるかどうか引き続き情報収集を行う。

◇災害時の安全対策及び学内における防犯対策に関する具体的方策

1. 災害発生時対応マニュアル等、危機管理に対するマニュアルについて、より実効性を高めるための必要な改訂を行うなどして充実を図る。また、マニュアルの形では対応しきれない問題の検証を行い、その対策について検討する。
2. 災害時における学生・生徒、教職員の安否把握システムを構築する。

附属学校及び他大学で導入した安否確認システムについて、その導入効果等を詳細に検証し、新たな安否把握システムの構築の可能性について検討を行う。

3. 災害等により建物等が損傷しないための耐震補強及び安全管理に関する安全設備の保全に努める。

耐震補強工事を進め、安全管理に関する安全設備の保全に努める。

4. キャンパス内の施設に関連する防犯対策の現状調査及び保全追加の措置を図るとともに、防犯に対する配慮の検討を行う。
5. 広域避難場所として、地域住民の安全確保等を地方自治体と連携して行う。
6. 危機管理意識の高揚を図る。

5年計画での非常用食料1万食の確保をめざし、平成21年度も2千食の購入を引き続き行う。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

- 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

12億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れの遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借入れをすることが想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

特になし

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
・ (大塚) 耐震対策事業 大学体育館 (耐震改修) 共通講義棟 1 号館 (耐震改修) 附属図書館 (耐震改修) ライフライン再生 (校内給水管改修・電話交換機更新) ・ 小規模改修	総額 462	施設整備費補助金 (436) 国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (26)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

人事に関する方針について

雇用方針、人事交流方針及び職員の養成

- ・ 人材最適ポジション配置のための厳格な評価システムの構築と昇進、昇格、配置転換、適正な給与水準の設定
- ・ 外国人・女性等の教員及び専門的知識を有する事務職員の採用促進
- ・ 事務職員の資質向上のための研修制度の充実
- ・ 職員の人事交流システムの構築
- ・ 中長期的な観点に立った適切な人員管理

平成 21 年度の常勤職員数 387 人

また、任期付職員数の見込みを 114 人とする。

平成 21 年度の人件費総額見込み 4,796 百万円 (退職手当は除く)

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成21年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	5,058
施設整備費補助金	437
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	170
国立大学財務・経営センター施設費交付金	26
自己収入	2,158
授業料及入学金検定料収入	2,002
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	156
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,062
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	353
計	9,264
支 出	
業務費	6,033
教育研究経費	6,033
診療経費	0
一般管理費	1,536
施設整備費	463
船舶建造費	0
補助金等	170
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,062
貸付金	0
長期借入金償還金	0
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	9,264

[人件費の見積り]

期間中、総額4,796百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費の総額は、3,784百万円)

注) 退職手当については、「国立大学法人お茶の水女子大学退職手当規程」に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において、国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 「施設整備費補助金」は、前年度よりの繰越額437百万円。

2. 収支計画

平成21年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	8,138
業務費	7,398
教育研究経費	1,535
診療経費	0
受託研究費等	657
役員人件費	91
教員人件費	4,091
職員人件費	1,024
一般管理費	411
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	329
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	8,085
運営費交付金	4,751
授業料収益	1,519
入学金収益	251
検定料収益	76
附属病院収益	0
受託研究等収益	720
補助金等収益	161
寄附金収益	210
施設費収益	69
財務収益	0
雑益	156
資産見返運営費交付金戻入	97
資産見返補助金等戻入	5
資産見返寄付金戻入	61
資産見返物品受贈額戻入	9
臨時利益	0
純利益	△ 53
目的積立金取崩益	53
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成21年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	9,902
業務活動による支出	7,951
投資活動による支出	1,314
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	636
資金収入	9,902
業務活動による収入	8,448
運営費交付金による収入	5,058
授業料及入学金検定料による収入	2,002
附属病院収入	0
受託研究等収入	720
補助金等収入	170
寄附金収入	342
その他の収入	156
投資活動による収入	463
施設費による収入	463
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前事業年度よりの繰越金	991

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

文教教育学部	人文科学科	220人
	言語文化学科	320人
	人間社会科学科	160人
	芸術・表現行動学科	108人
	学部共通	20人
理学部	数学科	80人
	物理学科	80人
	化学科	80人
	生物学科	100人
	情報科学科	160人
	学部共通	20人
生活科学部	食物栄養学科	144人
	人間・環境科学科	96人
	人間生活学科	260人
	学部共通	20人
人間文化創成科学研究科	比較社会文化学専攻（博士前期課程）	120人
	人間発達科学専攻（博士前期課程）	54人
	ジェンダー社会科学専攻（博士前期課程）	36人
	ライフサイエンス専攻（博士前期課程）	94人
	理学専攻（博士前期課程）	102人
	比較社会文化学専攻（博士後期課程）	81人
	人間発達科学専攻（博士後期課程）	42人
	ジェンダー学際研究専攻（博士後期課程）	12人
	ライフサイエンス専攻（博士後期課程）	45人
	理学専攻（博士後期課程）	39人
附属小学校	765人（帰国子女教育学級45人含む）	
	学級数21（帰国子女教育学級3を含む）	
附属中学校	405人（帰国子女教育学級45人含む）	
	学級数12（帰国子女教育学級3を含む）	
附属高等学校	360人	
	学級数9	
附属幼稚園	180人	
	学級数6	